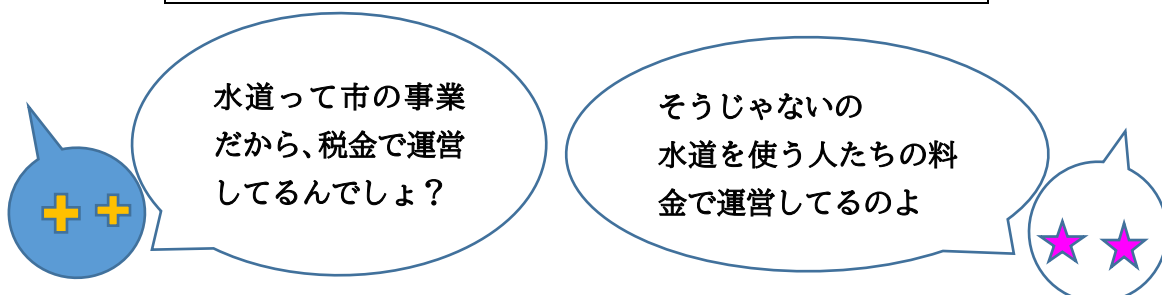


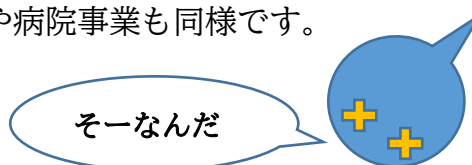
○公営企業会計について

松本市水道事業会計予算の解説



水道事業は、松本市が設置して、事業を行っていますが、水道を使う皆さんの料金で運営しています。

税金ではなく、それを使う人たちからお金をもらって会社のように市が行う事業を公営企業といいます。下水道や病院事業も同様です。

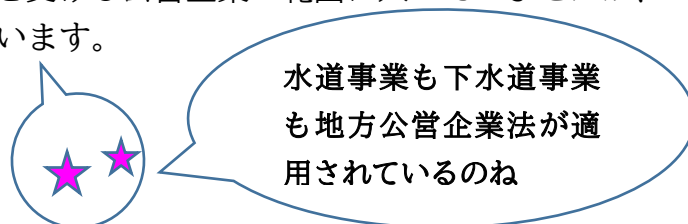


地方公営企業法の適用

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のうち、水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける公営企業です。

地方公営企業法は、公営企業に地方自治法並びに地方財政法及び地方公務員法に対する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としています。

下水道事業は、この法律の適用を受ける公営企業の範囲に入っていませんが、市が条例を定めて、法を適用しています。



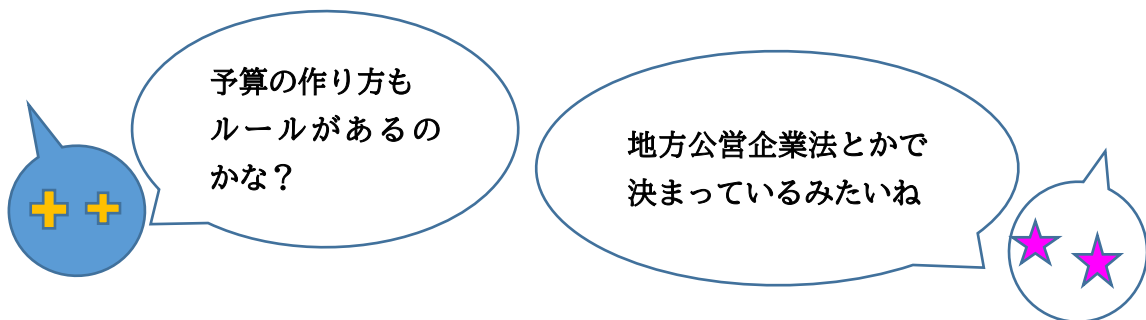
公営企業会計の適用

経営・資産等の状況を正確に把握し、弾力的な経営などに取り組めるよう、民間企業と同様に、複式簿記を使う公営企業会計を適用しています。

水道を使用し、その料金を支払う皆さんに、適正なサービスを提供するため、施設・設備の維持管理や整備に必要な経費は、適正な料金水準を自ら設定し、効率的な経営を行うことで対応することができます。

なお、一般会計は、限られた税収や国庫補助等の財源の中で、最大限のサービスを提供しています。限られた財源を効果的に活用するため、必要な事業の優先順位付けを行うことなどによって経費を抑制しています。単式簿記を使っています。(官公庁会計方式)

水道事業会計予算について



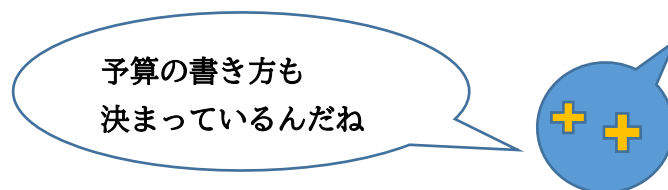
☆ 地方公営企業法

管理者の担当する事務（第9条3号）

予算原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

予算（第24条2項）

地方公共団体の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基づいて毎事業年度地方公営企業の予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。なお、松本市は管理者を置いていないため、管理者の権限に属する事務処理は、上下水道局が行うことになっています。



☆ 地方公営企業法施行規則 別記第1号（第45条関係） 予算様式

総則（第1条）

○年度の○事業会計の予算を記載

業務の予定量（第2条）

水道事業の場合、給水戸数や年間総給水量、一日平均給水量などを記載

収益的収入及び支出（第3条）

当該年度に発生が予定される収支（経営状況）を記載

ここに計上する予算を3条予算と呼ぶことがある。

資本的収入及び支出（第4条）

企業債や負担金、建設改良費や起債償還元金などの現金収支（資産状況）

ここに計上する予算を4条予算と呼ぶことがある。

収入において、経営活動による利益や減価償却費等の現金を伴わない費用（内部留保資金）を建設改良費の財源に充てた場合は、当該年度以前に計上された予算も入っていることから、括弧書きで記載

継続費（第5条）

継続費とする事業名、総額、年割額を記載

債務負担行為（第6条）

当該年度以降の支払いを当該年度に契約するため、予算措置するもの

企業債（第7条）

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載

一時借入金（第8条）

当該年度内に借り入れられる限度額を記載

予定支出の各項の経費の金額の流用（第9条）

款項間において、流用を可能とする経費を定めるもの

議会の議決を経なければ流用することのできない経費（第10条）

職員給与費を流用する場合を定めたもの

他会計からの補助金（第11条）

補助を受ける理由と会計名、金額を記載

利益剰余金の処分（第12条）

決算の確定後、市議会9月定例会の議決を経て、処分が決定。令和5年度の利益剰余金は、令和6年4月以降に決定されるため、処分は、令和6年9月定例会の予定

たな卸し資産購入限度額（第13条）

在庫の限度額を定めたもの

重要資産の取得及び処分（第14条）

取得や処分する資産の種類、名称、数量等と記載

実際に、議会に提出
した議案をみてみま
しょうか



【例】 令和5年松本市議会2月定例会 議案第53号

令和5年度松本市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度松本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項
1 事業量	1 給水戸数及び給水人口 ○給水戸数 108,100 戸 ○給水人口 234,800 人 2 年間総給水量 28,778,000 m³ 3 一日平均給水量 78,800 m³ 4 給水工事 ○新設工事 306 件 ○改造及び修繕工事 1,298 件 ○量水器更新取替工事 15,663 件 5 主要な建設改良事業 ○配水設備改良工事 ・うち配水管関係 φ 50～250mm 総延長 L = 2,093 m ○耐震対策事業 ・配水地等耐震補強工事（寿配水地） 1 か所 ・配水本管耐震化工事 φ 300～450mm 総延長 L = 446 m ○老朽配水管改良事業 ・老朽配水管改良工事 φ 75～150mm 総延長 L = 1,047 m 6 附帯事業による売電事業 1 か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	5,423,890 千円
第1項	営業収益	4,857,740 千円
第2項	附帯事業収益	22,680 千円
第3項	営業外収益	542,890 千円
第4項	特別利益	580 千円

支 出

第1款	水道事業費用	5,258,110 千円
第1項	営業費用	5,090,500 千円
第2項	附帯事業費用	11,090 千円
第3項	営業外費用	148,360 千円
第4項	特別損失	3,160 千円
第5項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,917,050 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 152,550 千円、過年度分損益勘定留保資金 40,830 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,584,640 千円並びに減債積立金取崩額 8,820 千円及び建設改良積立金取崩額 130,210 千円で補てんする。）。

収 入

第1款	資本的収入	1,155,810 千円
第1項	企業債	739,200 千円
第2項	負担金	230,190 千円
第3項	分担金	6,940 千円
第4項	出資金	179,480 千円

支 出

第1款	資本的支出	3,072,860 千円
第1項	建設改良費	2,032,600 千円
第2項	企業債償還金	740,260 千円
第3項	投資	300,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
検 針 ・ 徴 収 等 業 務 委 託	令 和 5 年 度 ～ 令 和 6 年 度	千円 233,350
岡 田 第 2 配 水 地 マ イ ク ロ 水 力 発 電 設 備 設 置 工 事	令 和 5 年 度 ～ 令 和 7 年 度	38,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	千円 739,200	1 資 金 政府資金、 銀行その他 2 方 法 証書借入又 は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について は、その融通条件に より、銀行その他の 資金については、そ の債権者との協定に よる。ただし、企業 財政の都合により据 置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に 借換えすることがで きる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合
における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費

500,730千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、28,410千円と定める。

令和5年2月21日提出

松本市長

予算に関する説明書の提出

予算に関する説明書として、次の書類も併せて提出しています。

- ◆ 予算実施計画（◆ 当年度実施計画明細書）【税込】
- ◆ 当年度予定キャッシュ・フロー計算書【税抜】
- ◆ 当年度予定貸借対照表（◆ 前年度予定貸借対照表）【税抜】
- ◆ 当年度予定損益計算書（◆ 前年度予定損益計算書）【税抜】

もっと詳しい内容が分かる
説明書も作っているんだね



上記以外にも、給与費明細書（職員数や給料・手当の状況など）や債務負担行為に関する調書（当該年度以降に行う事業の契約限度額など）も提出しています。

それでは、令和5年度の予算実施計画をみてみましょう。



◆ 予算実施計画

経営状況と資産状況を明らかに
するために、収益的収支と資本的
収支の二つに分けてあるのよ

【収益的収入及び支出】

収入（4区分）

- ① 営業収益（水道料金、受託工事、分担金、消火栓の負担金など）
- ② 附帯事業収益（寿配水地小水力発電による売電）
- ③ 営業外収益（長期前受金戻入、一般会計負担金、消費税等の還付など）
- ④ 特別利益（過年度損益の修正益）

支出（5区分）

- ① 営業費用（水道施設の維持管理費や職員の給料、減価償却費など）
- ② 附帯事業費用（寿配水地小水力発電に要する費用）
- ③ 営業外費用（企業債の支払利息など）
- ④ 特別損失（過年度損益の修正損）
- ⑤ 予備費

【資本的収入および支出】

収入（4区分）

- ① 企業債（水道施設等の建設や改良のための起債）
- ② 負担金（原因者からの工事負担金や消火栓設置費の負担金）
- ③ 分担金（建設工事等）
- ④ 出資金（統合前簡易水道の企業債元金に対する一般会計出資金）

支出（3区分）

- ① 建設改良費（水道施設等の建設改良等の費用や局庁舎の整備費用）
- ② 企業債償還金（企業債の元金償還金）
- ③ 投資（投資有価証券）

【例】令和５年度松本市水道事業会計予算実施計画

令和５年度松本市水道事業会計予算実施計画

(収益的収入及び支出)

収 入

(単位:千円)

款 項 目	予 定 額	説 明
1 水 道 事 業 収 益	5,423,890	
1 営 業 収 益	4,857,740	
1 給 水 収 益	4,512,970	・ 水道料金
2 受 託 工 事 収 益	24,010	・ 給水装置の新設、増設、修理及び受託工事による収入
3 分 担 金 及 び 負 担 金	311,340	・ 水道事業分担金、消火栓維持管理負担金及びその他維持管理に要する費用の負担金収入
4 そ の 他 営 業 収 益	9,420	・ 給水収益、受託工事収益以外の収益で通常発生する収益
2 附 帯 事 業 収 益	22,680	
1 売 電 事 業 収 益	22,680	・ 寿配水地小水力発電売電収益
3 営 業 外 収 益	542,890	
1 受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,280	・ 普通預金等の利子収入
2 他 会 計 補 助 金	19,760	・ 消火栓維持管理負担金以外の一般会計負担金
3 長 期 前 受 金 戻 入	519,010	・ 償却資産の取得又は改良の際に交付された補助金等（長期前受金）を減価償却に合わせて収益化
4 そ の 他 雑 収 益	840	・ その他の雑収益
4 特 別 利 益	580	
1 過 年 度 損 益 修 正 益	10	・ 過年度水道料金更正による修正益
2 そ の 他 特 別 利 益	570	・ その他の特別利益

支 出

(単位:千円)

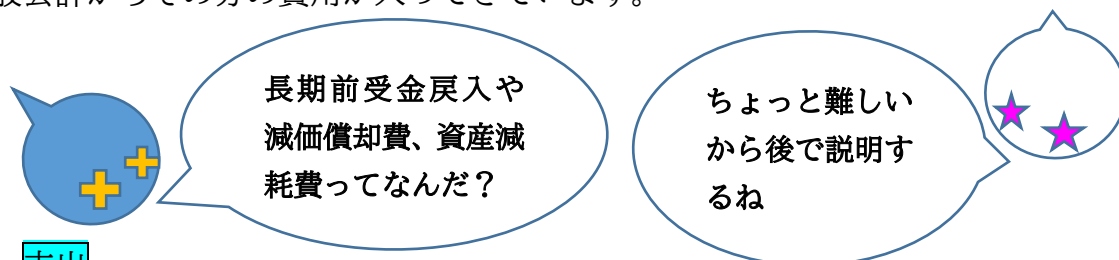
款 項 目	予 定 額	説 明
1 水 道 事 業 費 用	5,258,110	
1 営 業 費 用	5,090,500	
1 原 水 及 び 浄 水 費	117,440	・ 水源涵養及び原水取入設備維持管理に要する費用
2 送 水 費	1,617,090	・ 水源地の送水作業、諸設備維持管理及び松塩水道用水の受水に要する費用
3 配 水 費	219,700	・ 配水地の配水作業、諸設備及び配水管の維持管理に要する費用
4 漏 水 防 止 費	418,610	・ 配水管の漏水調査及び漏水防止工事に要する費用
5 量 水 器 費	93,580	・ 計量設備の維持管理に要する費用
6 受 託 工 事 費	13,630	・ 受託工事に要する費用
7 業 務 費	329,350	・ 料金の調定、集金、検針その他の事務に要する費用
8 総 係 費	186,930	・ 水道事業全般に要する費用
9 減 価 償 却 費	2,069,300	・ 有形及び無形固定資産の減価償却費
10 資 産 減 耗 費	24,870	・ 有形固定資産の除却費及びたな卸資産の減耗費
2 附 帯 事 業 費 用	11,090	
1 売 電 事 業 費 用	11,090	・ 寿配水地小水力発電に要する費用
3 営 業 外 費 用	148,360	
1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	96,700	・ 企業債及び一時借入金の支払利息
2 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	51,660	・ 消費税及び地方消費税納付予定額
4 特 別 損 失	3,160	
1 過 年 度 損 益 修 正 損	3,160	・ 過年度水道料金更正による損失
5 予 備 費	5,000	
1 予 備 費	5,000	・ 予備費

§ 予算実施計画（収益的収入及び支出）からわかること

収入

内 容	予定額（千円）	割 合
給水収益（水道料金）	【税込】 4,512,970	83%
分担金及び負担金・他会計補助金	【税込・税抜】 331,100	6%
長期前受金戻入	【税抜】 519,010	10%
その他	【税込・税抜】 59,170	1%
計	5,423,890	100%

皆さんの水道料金（給水収益）が、収入の83パーセントを占めています。また、決められたルールに基づき、分担金や負担金として、一般会計から入ってくるお金もあります。例えば、消火栓は、水道料金を払っている皆さんに必要なものではなく、そこに住んでいる皆さんに必要なものであることから、一般会計からその分の費用が入ってきています。



支出

内 容	予定額（千円）	割 合
維持管理費	【税込】 2,996,330	57%
減価償却費・資産減耗費	【税抜】 2,094,170	40%
支払利息等	【税抜】 96,700	2%
その他	【税込・税抜】 70,910	1%
計	5,258,110	100%

維持管理費は、水道水の安定供給のために使う水道施設の電気代や薬品代、管理委託や修繕料等の費用、水道事業に携わる職員の給与などです。

支払利息は、施設や設備の設置・更新などの時に借りたお金の利息の支払いです。

税抜きの収益から費用を差し引いた純利益は、1,565万円と見込んでいます。【20ページ「当年度予定損益計算書」参照】

(資本的収入及び支出)

収 入

(単位:千円)

款 項 目	予 定 額	説 明
1 資 本 的 収 入	1,155,810	
1 企 業 債	739,200	
1 建 設 企 業 債	739,200	・ 上水道建設及び改良に充当する企業債
2 負 担 金	230,190	
1 他 会 計 負 担 金	9,400	・ 消火栓設置費に充当する他会計負担金
2 工 事 負 担 金	220,790	・ 上水道建設及び改良に充当する原因者等負担金
3 分 担 金	6,940	
1 施 設 建 設 分 担 金	6,940	・ 上水道建設及び改良に充当する分担金
4 出 資 金	179,480	
1 他 会 計 出 資 金	179,480	・ 統合前簡易水道の企業債元金に対する他会計出資金

(説明) 収入不足額1,917,050千円は、予算第4条に定めたとおり当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額152,550千円、過年度分損益勘定留保資金40,830千円及び当年度分損益勘定留保資金1,584,640千円並びに減債積立金取崩額8,820千円及び建設改良積立金取崩額130,210千円で補てんする。

支 出

(単位:千円)

款 項 目	予 定 額	説 明
1 資 本 的 支 出	3,072,860	
1 建 設 改 良 費	2,032,600	
1 改 良 費	1,964,670	・ 上水道施設改良費
2 営 業 設 備 費	27,990	・ 機械器具等購入費
3 建 設 費	39,940	・ 上水道施設建設費
2 企 業 債 償 還 金	740,260	
1 企 業 債 償 還 金	740,260	・ 既借入企業債の元金償還金
3 投 資	300,000	
1 投 資 有 価 証 券	300,000	・ 投資有価証券

§ 予算実施計画（資本的収入及び支出）からわかること

先に、支出からみてみましょう。

支出

内 容	予定額（千円）	割 合
建設改良費	【税込・税抜】 2,032,600	66%
企業債償還金	【税抜】 740,260	24%
投資	【税抜】 300,000	10%
計	3,072,860	100%

建設改良費は、水道施設を造ったり、設備を購入したりする費用で、企業債償還金は、今までの借金の元金を返済するために支出します。投資は、債券による資金運用を行うために支出します。

収入

内 容	予定額（千円）	割 合
企業債	【税抜】 739,200	64%
負担金・分担金	【税込・税抜】 237,130	20%
他会計出資金	【税抜】 179,480	16%
計	1,155,810	100%

借入金が入収入の6割以上を占め、それ以外に、施設改良に伴う負担金・分担金や一般会計からの出資金（統合前の簡易水道借入金の元金償還金分）が入ってきています。

資本的収入から資本的支出を差し引くと、19億1,705万円（消費税込み）不足していることになります。



たいへんだ！
収益的収支で純利益
が1,500万円あっても、
資本的収支が19
億円の赤字だ！

でも、大丈夫！
ここで、長期前受金戻入
や減価償却費、そして、不
足を補てんする損益勘定
留保資金について説明す
るね



予算を見る上でのポイント

減価償却費と長期前受金戻入

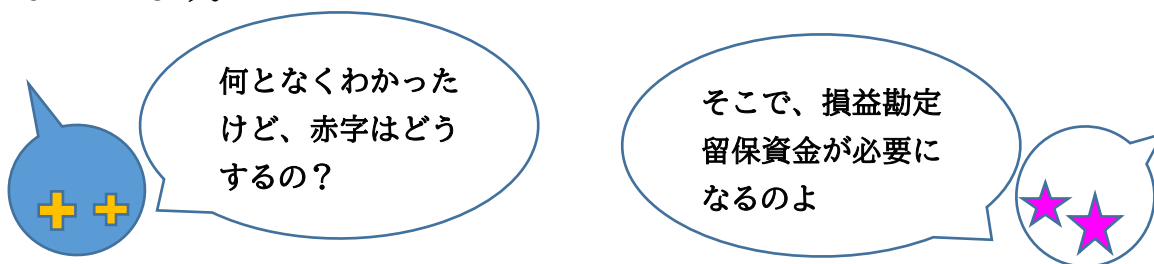
公営企業会計の複式簿記には、減価償却等の考え方があります。

取得した建物等の資産について、一般会計では、収支が発生した年度だけに金額を記載し、会計処理をしますが、公営企業会計では、その資産が使える期間（耐用年数）で取得費用を配分し、返して（費用化して）いくという会計上の手続きをします。その建物が存在している期間は、利益を生み出していくからです。

そうすることで、資産に大きく投資した年度だけ赤字になってしまう状況をなくし、平準化された会計となります。

同様に、その資産を取得するために、国庫補助金を充てた場合も、その年度だけの収入にせず、減価償却に充てるため、順次入れて（収益化して）いきます。それが、長期前受金戻入です。

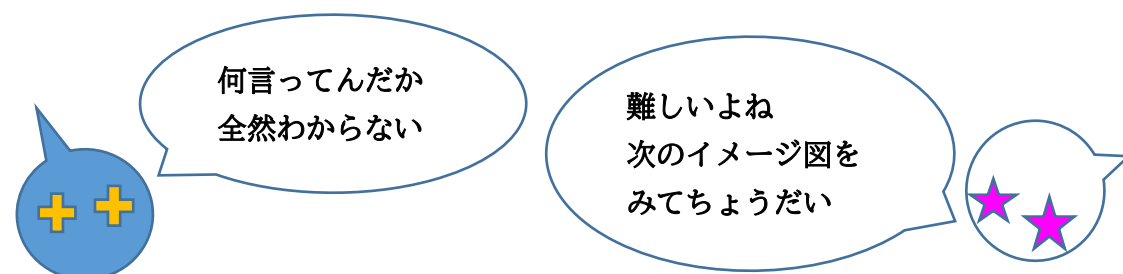
なお、資本的収入および支出は、一般会計と同様に、その年度の現金の収支となっています。



損益勘定留保資金

減価償却費や長期前受金戻入は、実際に資産を取得した年度に、資本的収入及び支出として、現金での収入や支払いが完了しています。それ以降の年度の収益的収入及び支出の会計に、減価償却費等として記載されていても、実際に現金のやりとりはされていないということです。

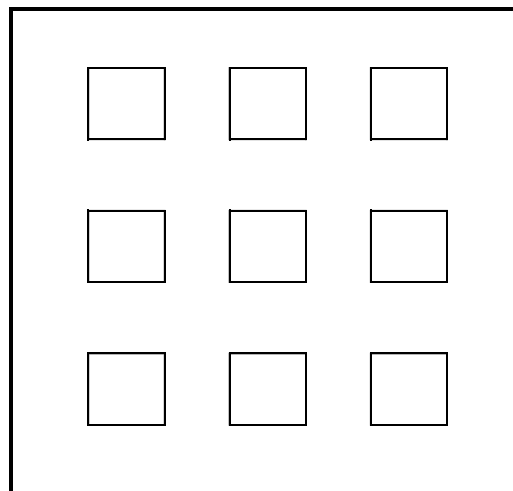
実際には、お金を支出しない減価償却費等から、収入としてお金が入ってこない長期前受金戻入を差し引いた資金は、損益勘定留保資金として、純利益とあわせ、4条予算の収入の不足額に補てんすることができることになっています。



【減価償却費と長期前受金戻入のイメージ】

R4年度に500万円の建物を購入

- ・ 自己資金 250万円
- ・ 国庫補助(1/2) 250万円
- ・ 耐用年数5年



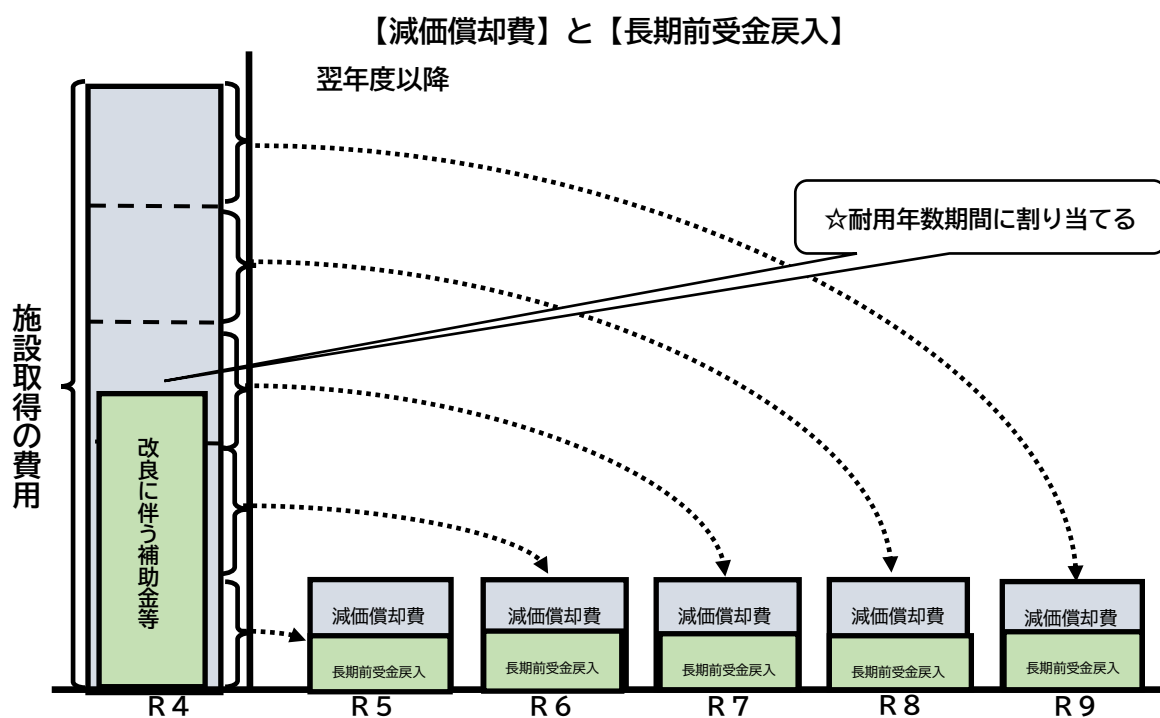
(単位:万円)

一般会計	R4	R5	R6	R7	R8	R9
歳入	250	0	0	0	0	0
歳出	500	0	0	0	0	0
自己資金	250	0	0	0	0	0

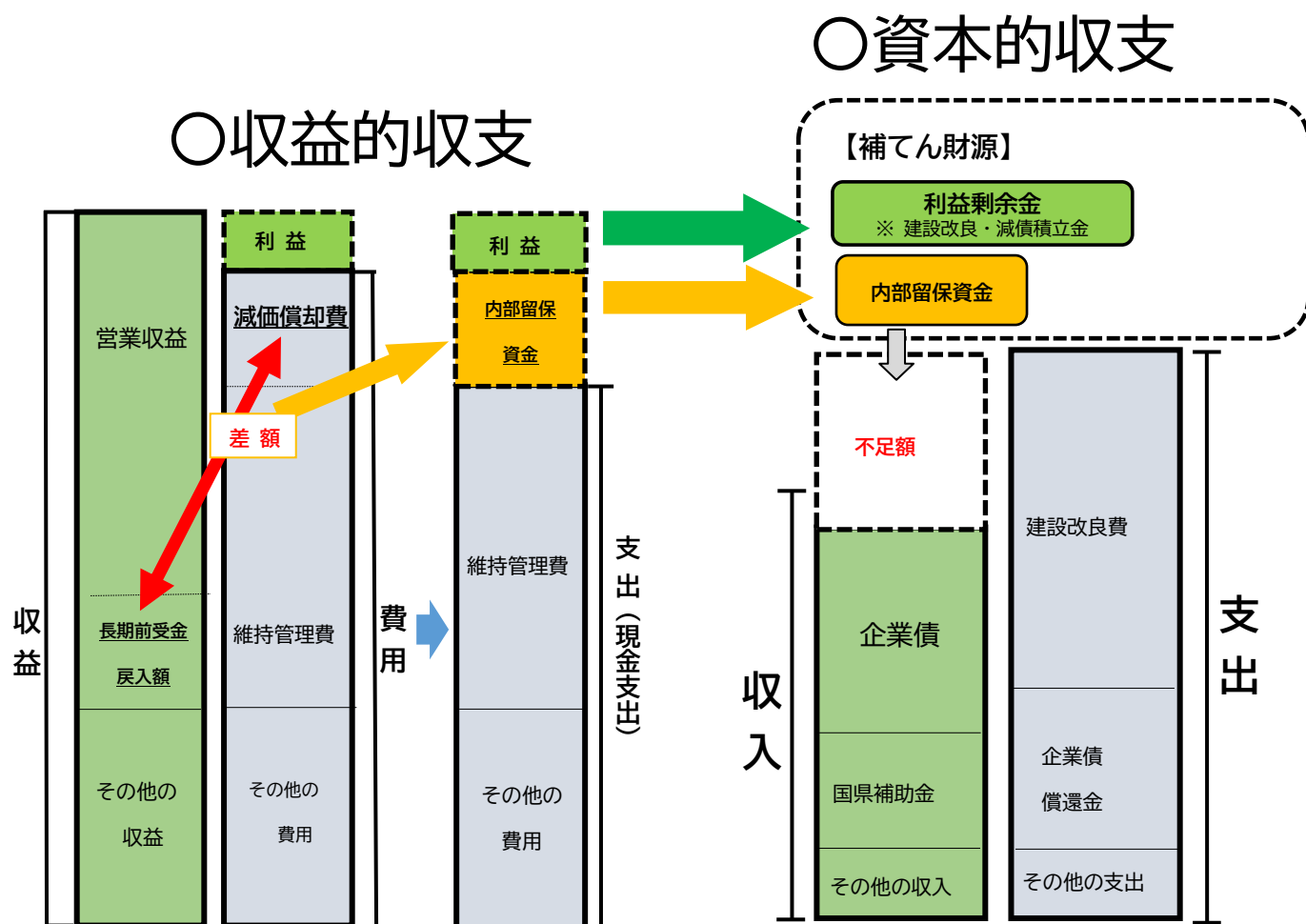
※ R4の収支のみ

企業会計	資本的収支	収益的収支					
収入	250	50	50	50	50	50	長期前受金戻入
支出	500	100	100	100	100	100	減価償却費
自己資金	250	50	50	50	50	50	損益勘定留保資金

※ 現金はR4に支払い



【損益勘定留保資金のイメージ】



資本的収支では、令和4年度に施設を造ったら、その年に現金を借り入れたり、支払ったりしてるでしょ

そうか！収益的収支は、5年度分の収支を全部入れるから、4年度に造って、5年度に費用化した減価償却費100万円分を支出に入れているけど、実際には4年度の資本的収支でお金の支払いは全部済んでいるから、払う必要がないお金なんだ



そうなの！長期前受金戻入は、それとは反対に、すでに4年度にもらっているお金を5年度の収入に入れてあるから実際には入ってこないのだから、払わなくていい減価償却費から、入ってこない長期前受金戻入を引いたとき、余っているお金は、資本的収入の不足に充てていいことになってるの

それが、損益勘定留保資金かあ



令和5年度の損益勘定留保資金がいくらになるか計算してみましょうか
 附帯事業費用の中に入っている減価償却費や、減価償却中なんだけど、新しいものに替えたから、壊してなくなった資産の費用等が入っている資産減耗費等も入れるのよ

【減価償却費】	2, 0 6 9, 3 0 0 千円
(附帯事業費用の中の減価償却費)	+ 9, 4 8 0 千円
【資産減耗費】	+ 2 4, 8 7 0 千円
【長期前受金戻入】	- 5 1 9, 0 1 0 千円
【当年度損益勘定留保資金】	1, 5 8 4, 6 4 0 千円

つまり、令和5年度資本的収入の不足分1, 9 1 7, 0 5 0 千円は、

- ・ 当年度分損益勘定留保資金 1, 5 8 4, 6 4 0 千円
- ・ 過年度分損益勘定留保資金 4 0, 8 3 0 千円
- ・ 消費税及び消費税資本的収支調整額 1 5 2, 5 5 0 千円
- ・ 減債積立金と建設改良積立金の取崩 1 3 9. 0 3 0 千円

で補てんすることで、経営が続けられるのです。

※ 過年度分損益勘定留保資金は、前年度からの繰越分

※ 消費税及び消費税資本的収支調整額は、課税や非課税、不課税などの調整

※ 減債積立金・建設改良積立金は、未処分利益剰余金から積み立てたお金

◆ 当年度予定キャッシュ・フロー計算書

令和5年度に、どのような活動を行い、現金（キャッシュ）を増やす（減らす）のか、3つの活動で表したものです。税抜き額で表示しています。

- ① 業務活動によるキャッシュ・フロー
本業により稼いだお金
- ② 投資活動によるキャッシュ・フロー
将来のために投資した金額。現金収支
- ③ 財務活動によるキャッシュ・フロー
借入や返済など財務に関わる現金収支

これで、現金の
流れがわかる
んだね



令和5年度は、資金が2億4,694万円減少する見込みです。
そして、業務活動により、稼いだお金で、投資や返済した後に残っている資金
期末残高32億837万円が、将来に備えて残るお金です。

【例】令和5年度松本市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

		（単位：千円）
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益又は純損失（△）	15,650
	減価償却費	2,078,780
	固定資産除却費	24,770
	退職給付引当金の増減額（△は減少）	20,360
	賞与引当金の増減額（△は減少）	0
	法定福利費引当金の増減額（△は減少）	0
	貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 3,800
	長期前受金戻入額	△ 519,010
	受取利息及び受取配当金	△ 3,280
	支払利息	96,700
	有形固定資産売却損益（△は益）	0
	未収金の増減額（△は増加）	△ 45,800
	未払金の増減額（△は減少）	△ 53,440
	たな卸資産の増減額（△は増加）	40
	小計	1,610,970
	利息及び配当金の受取額	3,280
	利息の支払額	△ 96,700
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,517,550
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	投資有価証券の取得による支出	△ 300,000
	投資有価証券の売却による収入	0
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,858,480
	有形固定資産の売却による収入	0
	工事負担金による収入	209,260
	国県費補助金による収入	0
	分担金による収入	6,310
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,942,910
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	739,200
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 740,260
	他会計からの出資による収入	179,480
	財務活動によるキャッシュ・フロー	178,420
	資金増減額（△は減少）	△ 246,940
	資金期首残高	3,455,310
	資金期末残高	3,208,370

◆ 当年度予定貸借対照表（◆ 前年度予定貸借対照表）

資産の部と負債の部・資本の部に分け、一覧で表したもので、各部の合計額は同額になります。

資産の部の流動資産は、現金や現金化しやすい資産で、固定資産は、土地や建物など固定されているものです。

また、固定資産には、建物や機材など、使う期間で費用化しなければいけない減価償却費もあります。

負債の部・資本の部は、その資産をどうやって調達したかが記載され、返す必要のない資金は、資産の部に記載されています。税抜き額で表示しています。

1年以内に現金化されるものは、流動って言葉がついてるのね



【例】令和5年度予定貸借対照表

（令和6年3月31日）

（単位：千円）

資 産 の 部			
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産	88,341,910	
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 51,656,820</u>	36,685,090
(2)	投 資 そ の 他 の 資 産		<u>312,580</u>
	固 定 資 産 合 計		36,997,670
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 ・ 預 金		3,208,370
(2)	未 収 金	594,330	
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 5,540</u>	588,790
(3)	貯 蔵 品		19,150
(4)	前 払 金		79,450
(5)	小 口 資 金		<u>200</u>
	流 動 資 産 合 計		3,895,960
	資 産 合 計		<u>40,893,630</u>

(単位:千円)

負 債 の 部

3	固 定 負 債			
(1)	企 業 債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	8,960,080		
	企 業 債 合 計		8,960,080	
(2)	引 当 金			
	イ 退職給付引当金	496,650		
	引 当 金 合 計		496,650	
	固 定 負 債 合 計			9,456,730
4	流 動 負 債			
(1)	企 業 債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	694,710		
	企 業 債 合 計		694,710	
(2)	未 払 金		236,310	
(3)	引 当 金			
	イ 賞与引当金	33,940		
	ロ 法定福利費引当金	5,420		
	引 当 金 合 計		39,360	
(4)	預 り 金		1,000	
	流 動 負 債 合 計			971,380
5	繰 延 収 益			
(1)	長 期 前 受 金		14,685,500	
(2)	収益化累計額		△ 5,810,930	
	繰 延 収 益 合 計			8,874,570
	負 債 合 計			<u>19,302,680</u>

資 本 の 部

6	資 本 金			17,773,280
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
	イ 受贈資産及び寄附金	16,880		
	ロ 工 事 負 担 金	514,830		
	ハ 国 県 費 補 助 金	1,430		
	ニ 他会計補助金	23,220		
	ホ その他資本剰余金	10,260		
	資 本 剰 余 金 合 計		566,620	
(2)	利 益 剰 余 金			
	イ 減 債 積 立 金	340,760		
	ロ 利 益 積 立 金	513,000		
	ハ 建 設 改 良 積 立 金	1,908,220		
	ニ 当年度未処分利益剰余金			
	繰越利益剰余金年度末残高	473,420		
	当 年 度 純 利 益	15,650	489,070	
	利 益 剰 余 金 合 計		3,251,050	
	剰 余 金 合 計			3,817,670
	資 本 合 計			<u>21,590,950</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>40,893,630</u>

◆ 当年度予定損益計算書（◆ 前年度予定損益計算書）

令和5年度の収益と費用の差を表したものです。
 令和5年度は、純利益1,565万円、前年度の
 利益剰余金や取崩分を含めた当年度の利益剰余金は、
 4億8,907万円の見込みです。税抜き額で表示しています。

収益と費用
の差が利益
なのね

【例】 令和5年度松本市水道事業予定損益計算書

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

				（単位：千円）
1	営業収益			
(1)	給水収益	4,102,700		
(2)	受託工事収益	23,870		
(3)	分担金及び負担金	307,490		
(4)	その他営業収益	8,920	4,442,980	
2	営業費用			
(1)	原水及び浄水費	107,400		
(2)	送水費	1,478,180		
(3)	配水費	206,320		
(4)	漏水防止費	386,200		
(5)	量水器費	87,740		
(6)	受託工事費	13,590		
(7)	業務費	302,810		
(8)	総係費	180,110		
(9)	減価償却費	2,069,300		
(10)	資産減耗費	24,870	4,856,520	
	営業損失			413,540
3	附帯事業収益			
(1)	売電事業収益	20,620	20,620	
4	附帯事業費用			
(1)	売電事業費用	10,950	10,950	9,670
	※ 減価償却費9,480千円を含む			
5	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	3,280		
(2)	他会計補助金	19,760		
(3)	長期前受金戻入	519,010		
(4)	その他雑収益	820	542,870	
6	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	96,700		
(2)	雑支出	24,330	121,030	421,840
	経常利益			17,970
7	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	10		
(2)	その他特別利益	570	580	
8	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	2,900	2,900	△ 2,320
	当年度純利益			15,650
	前年度繰越利益剰余金			334,390
	その他未処分利益剰余金変動額			139,030
	当年度未処分利益剰余金			489,070

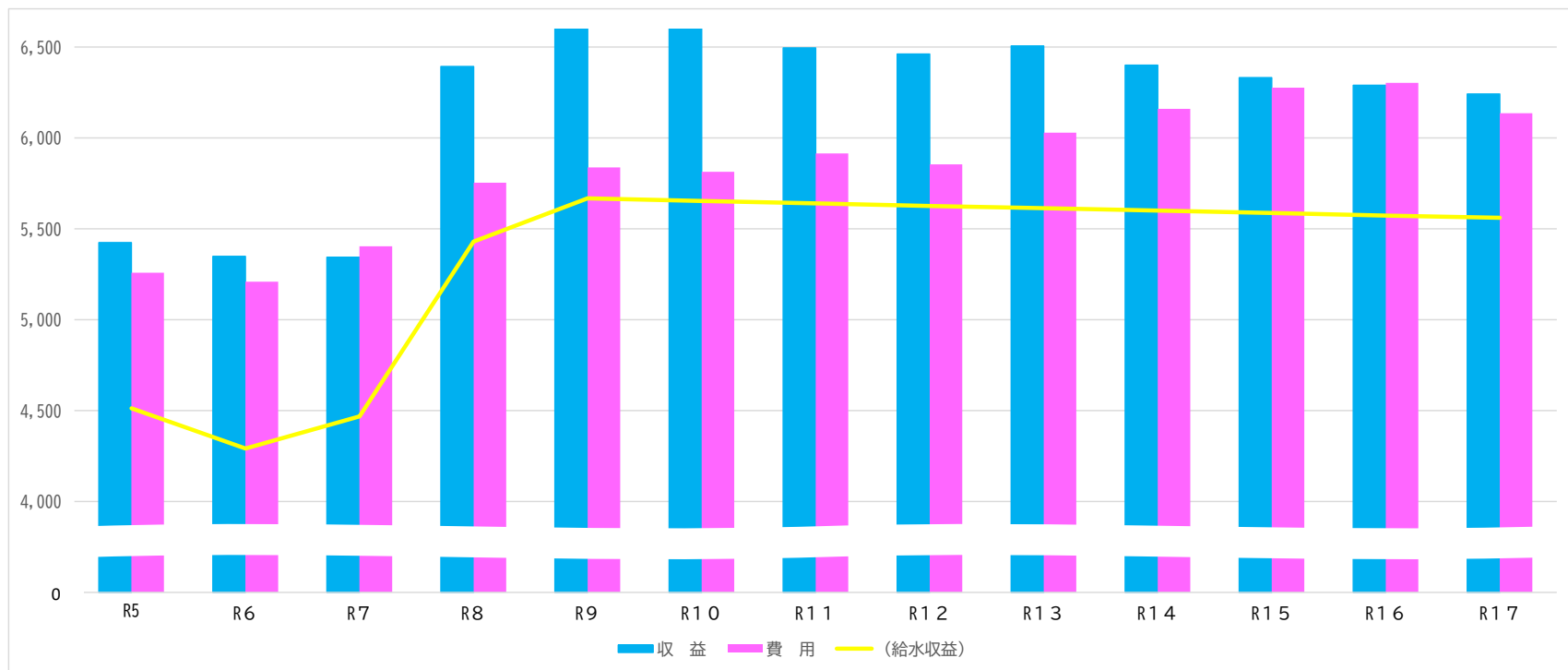


各事業の現状と 今後の見込みについて





松本市上下水道局 水道事業会計 (R5～17) 【収益的収支】



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 益	5,424	5,349	5,343	6,393	6,637	6,642	6,495	6,461	6,506	6,400	6,331	6,289	6,241
(給水収益)	(4,513)	(4,291)	(4,468)	(5,429)	(5,667)	(5,653)	(5,640)	(5,626)	(5,613)	(5,600)	(5,587)	(5,573)	(5,560)
費 用	5,258	5,209	5,404	5,753	5,838	5,813	5,915	5,854	6,029	6,160	6,276	6,303	6,135
差 額	166	140	△ 61	640	799	829	580	607	477	240	55	△ 14	106
その他	150	129	169	197	190	279	214	260	331	262	159	125	228
純損益	16	11	△ 230	443	609	550	366	347	146	△ 22	△ 104	△ 139	△ 122

※ R5は予算額、R6は決算見込額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額

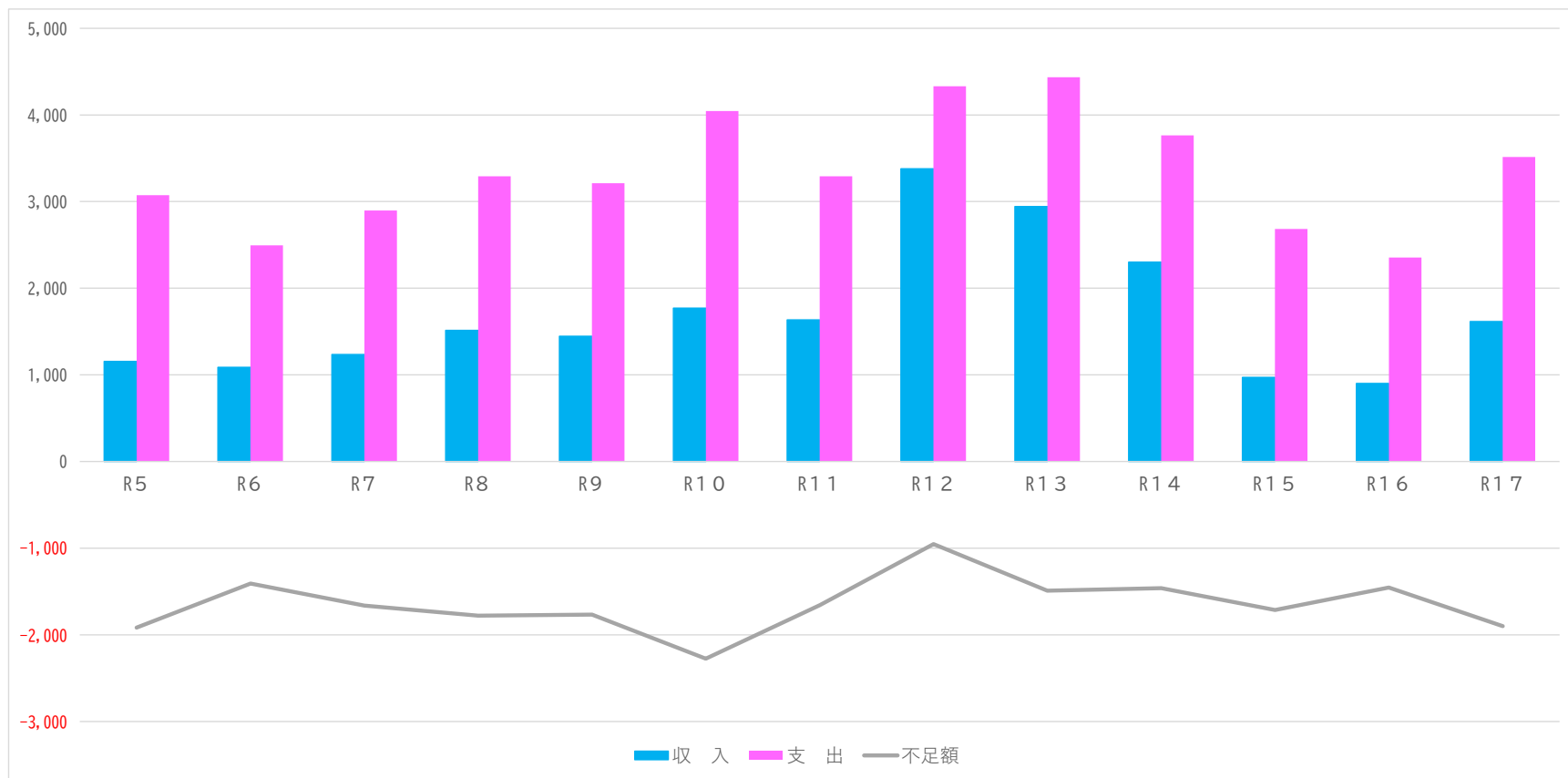
※ 給水収益とは、水道料金として収入となる収益

※ 軽減事業を実施したため、R6は通常よりも給水収益が少ない。





松本市上下水道局 水道事業会計 (R5～17) 【資本的収支】



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入	1,156	1,088	1,235	1,514	1,446	1,770	1,634	3,378	2,944	2,302	972	900	1,615
支出	3,073	2,496	2,898	3,292	3,212	4,045	3,292	4,332	4,435	3,763	2,685	2,355	3,515
不足額	△ 1,917	△ 1,408	△ 1,663	△ 1,778	△ 1,766	△ 2,275	△ 1,658	△ 954	△ 1,491	△ 1,461	△ 1,713	△ 1,455	△ 1,900

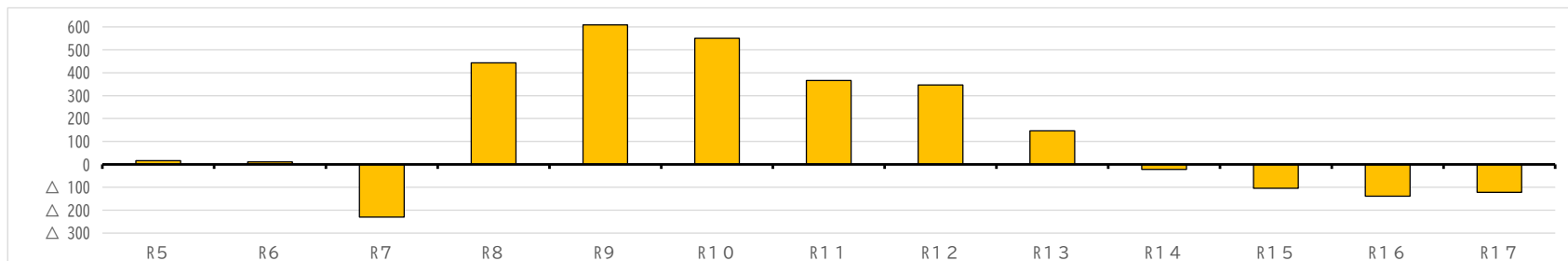
※ R5は予算額、R6は決算見込額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額

※ 不足する額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、積立金取崩額で補てん



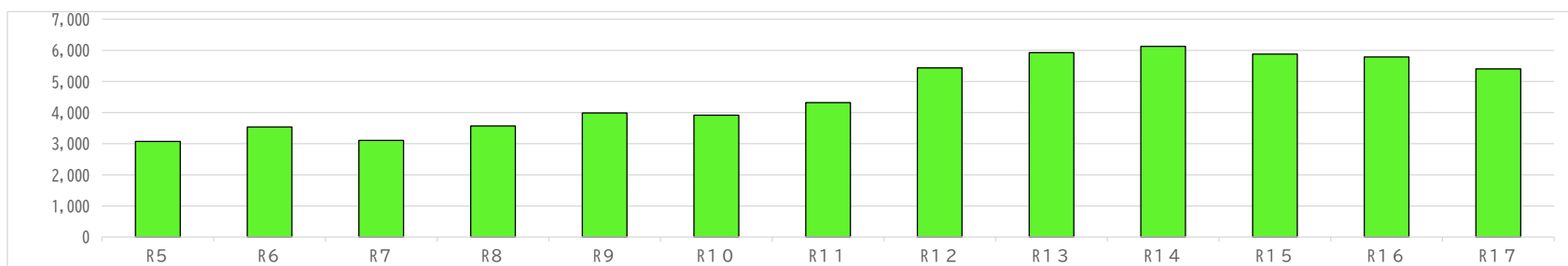


松本市上下水道局 水道事業会計 (R5～17) 【損益と補てん可能額】



	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
純損益	16	11	△ 230	443	609	550	366	347	146	△ 22	△ 104	△ 139	△ 122
資本的収支 不足額	△ 1,917	△ 1,408	△ 1,663	△ 1,778	△ 1,766	△ 2,275	△ 1,658	△ 954	△ 1,491	△ 1,461	△ 1,713	△ 1,455	△ 1,900
当年度損益勘 定留保資金	1,585	1,511	1,526	1,596	1,609	1,591	1,708	1,684	1,809	1,885	1,956	1,963	1,975

※ 純損益は税抜き額



	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
補てん 可能額	3,075	3,535	3,108	3,570	3,990	3,913	4,321	5,436	5,929	6,127	5,877	5,789	5,407





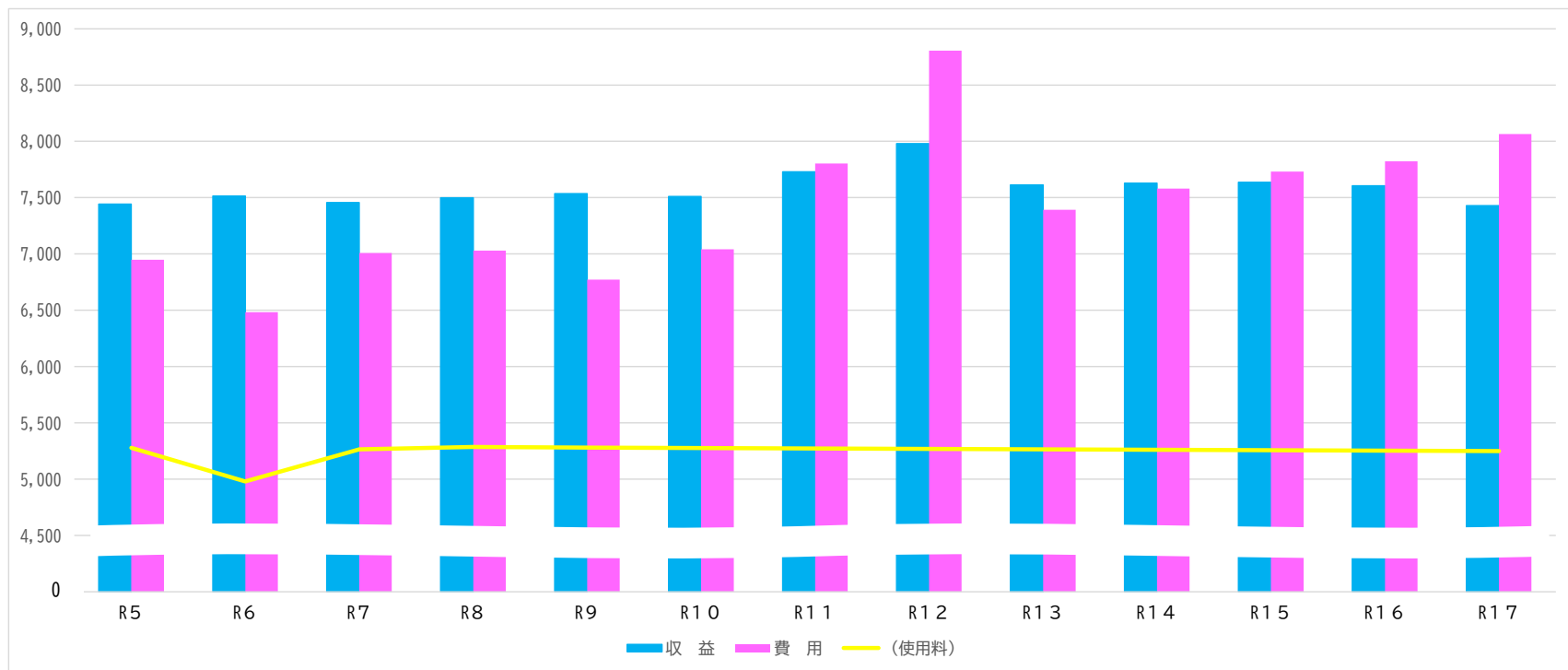
【水道事業会計】

- 1 R 6 年度は 1, 0 8 4 万円の黒字の見込み。
- 2 R 7 年度は赤字予算となっている。
- 3 R 8 年度に料金改定（平均改定率 2 0. 1 1 %）を行うことから R 1 3 年度までは黒字となる見込みだが、R 1 4 年度以降は再び赤字となる見込み。（R 8 年度の料金改定は R 8 ～ R 1 1 年度の 4 年間の総括原価をもとに算定）
- 4 R 1 4 年度以降赤字が続くが、補てん可能額があるため経営は継続可能。
- 5 人口減少や節水機器の普及により有収水量が減少し、給水収益が減少傾向にある中、労務単価や物価高騰による維持管理費の増加に加え、老朽化した施設の更新や耐震化など多額の資金需要が見込まれていることから、中長期的に経営は厳しい見込み。





松本市上下水道局 下水道事業会計 (R5～17) 【収益的収支】



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 益	7,442	7,514	7,457	7,498	7,535	7,510	7,730	7,980	7,613	7,629	7,637	7,605	7,430
(使用料)	(5,279)	(4,979)	(5,265)	(5,286)	(5,281)	(5,277)	(5,273)	(5,269)	(5,265)	(5,261)	(5,257)	(5,253)	(5,249)
費 用	6,948	6,484	7,008	7,029	6,771	7,041	7,804	8,806	7,393	7,581	7,731	7,822	8,064
差 額	494	1,030	449	469	764	469	△ 74	△ 826	220	48	△ 94	△ 217	△ 634
その他	95	158	103	273	406	278	295	281	272	215	140	152	179
純損益	399	872	346	196	358	191	△ 369	△ 1,107	△ 52	△ 167	△ 234	△ 369	△ 813

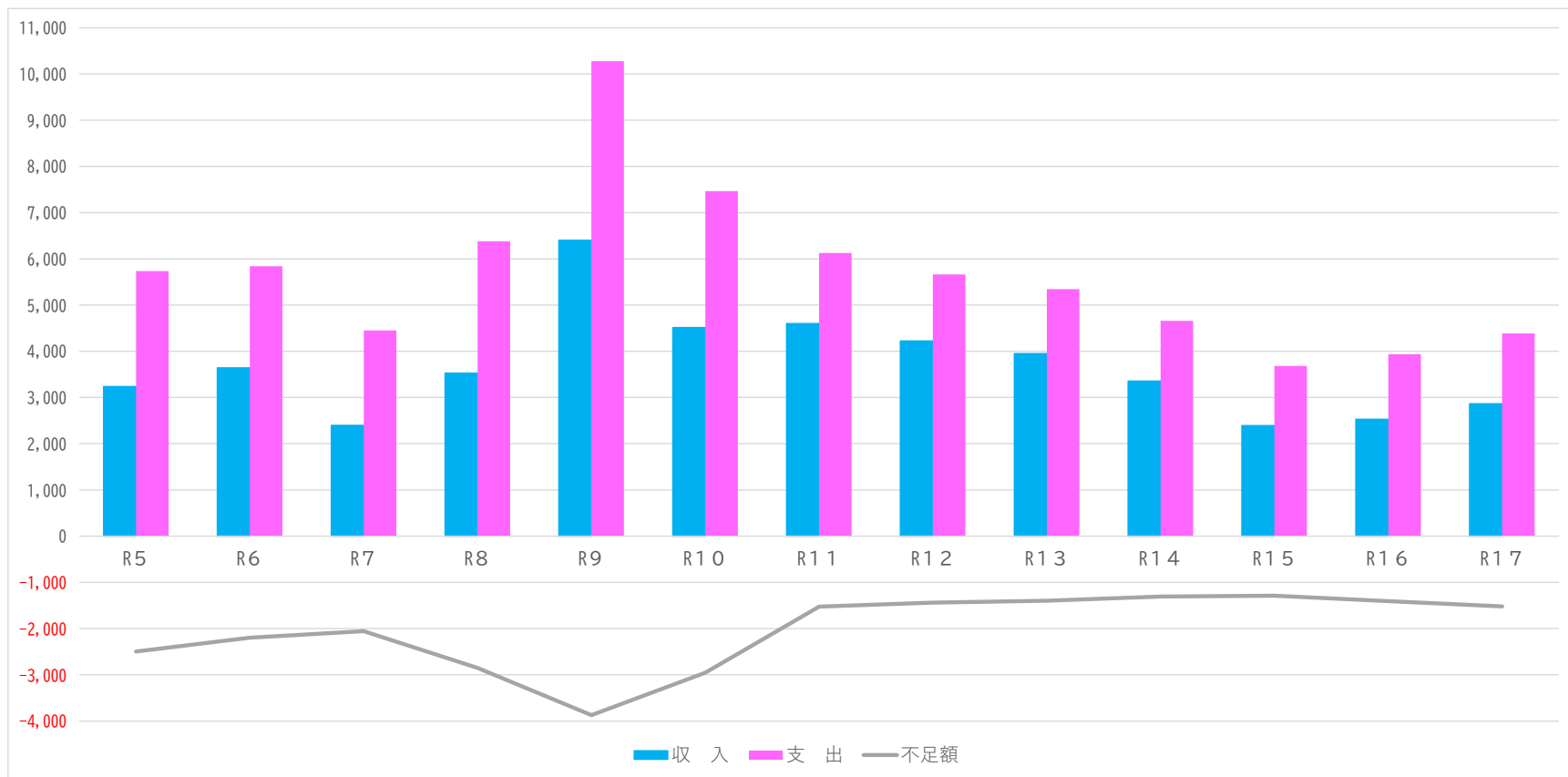
※ R5は予算額、R6は決算見込額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額

※ 軽減事業を実施したため、R6は通常よりも給水収益が少ない。





松本市上下水道局 下水道事業会計 (R5～17) 【資本的収支】



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入	3,238	3,640	2,396	3,530	6,403	4,513	4,602	4,223	3,949	3,354	2,395	2,530	2,867
支出	5,735	5,838	4,452	6,380	10,277	7,466	6,126	5,661	5,345	4,661	3,684	3,936	4,385
不足額	△ 2,497	△ 2,198	△ 2,056	△ 2,850	△ 3,874	△ 2,953	△ 1,524	△ 1,438	△ 1,396	△ 1,307	△ 1,289	△ 1,406	△ 1,518

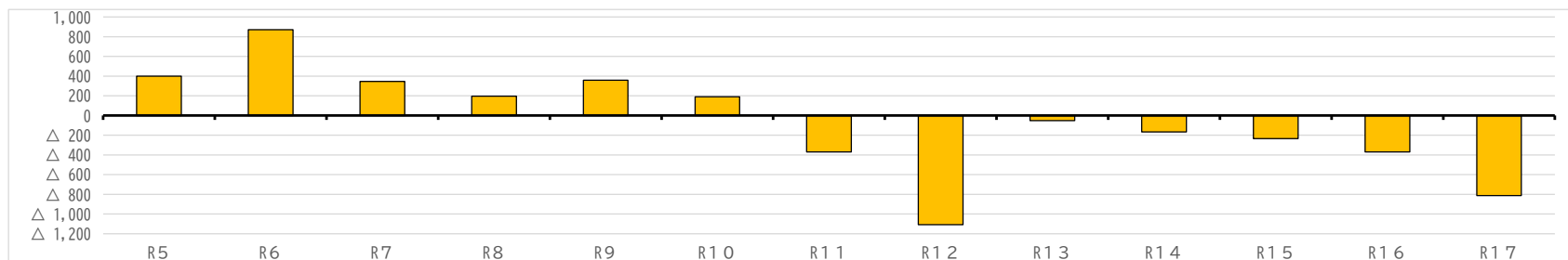
※ R5は予算額、R6は決算見込額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額

※ 不足する額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金、積立金取崩額で補てん





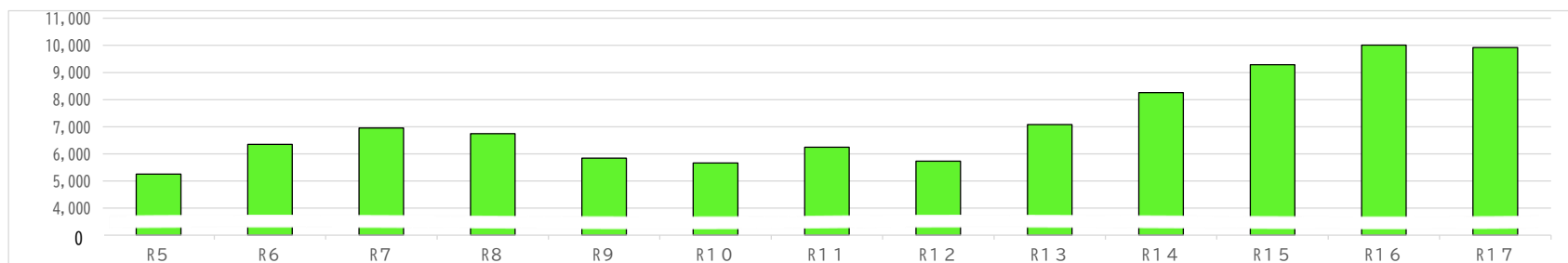
松本市上下水道局下水道事業会計（R5～17）【損益と補てん可能額】



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
純損益	399	872	346	196	358	191	△ 369	△ 1,107	△ 52	△ 167	△ 234	△ 369	△ 813
資本的収支不足額	△ 2,497	△ 2,198	△ 2,056	△ 2,850	△ 3,874	△ 2,953	△ 1,524	△ 1,438	△ 1,396	△ 1,307	△ 1,289	△ 1,406	△ 1,518
当年度損益勘定留保資金	2,114	1,945	2,140	2,166	2,204	2,301	2,173	1,746	2,520	2,433	2,410	2,337	2,059

※ 純損益は税抜き額



(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
補てん可能額	5,253	6,351	6,952	6,741	5,840	5,663	6,243	5,732	7,080	8,258	9,291	10,009	9,921





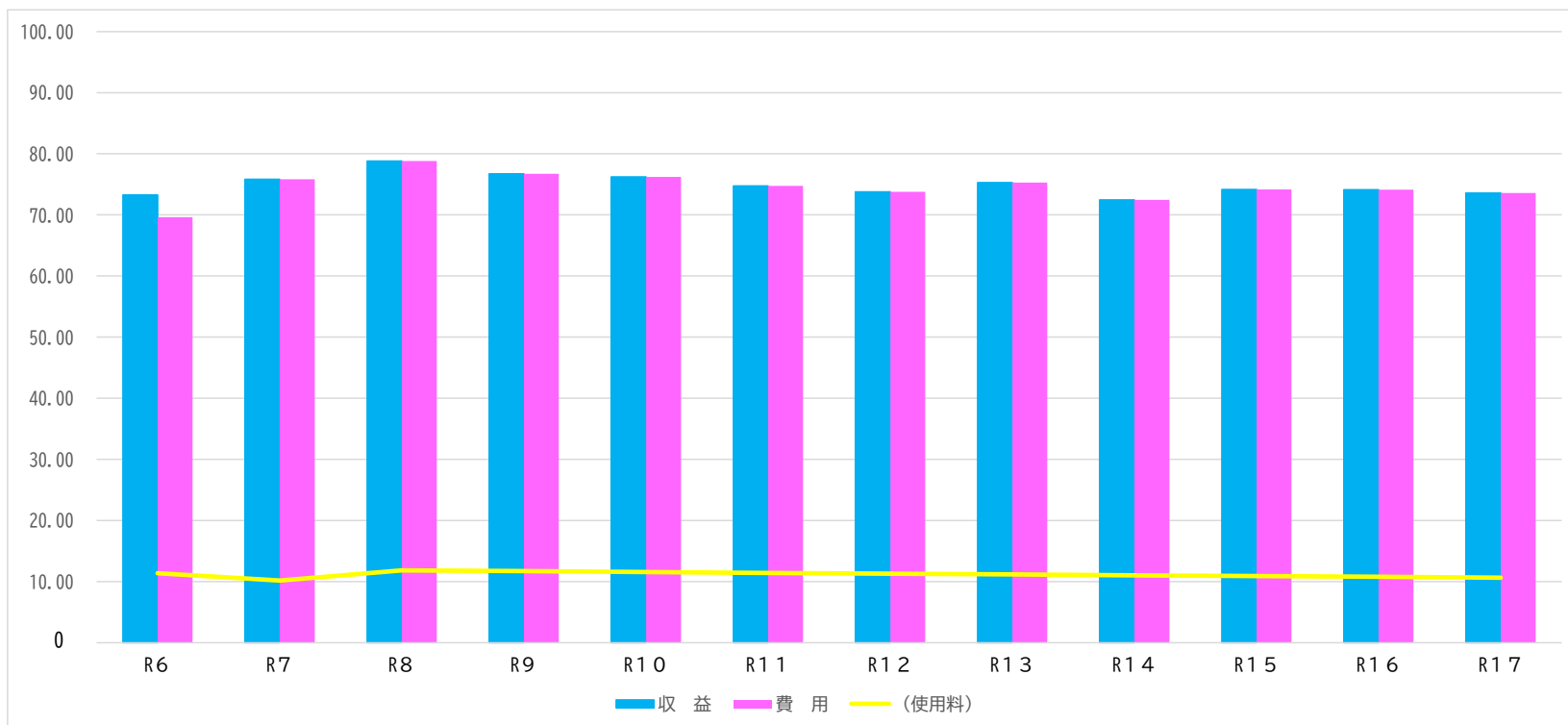
【下水道事業会計】

- 1 R 1 0年度までは黒字が続くが、R 1 1年度以降赤字になる見込み。
- 2 R 1 1～1 2年度は、波田地区の犀川安曇野流域下水道接続に伴う波田浄化センターの解体関係費用が計上されているため、急に大きな赤字となっており、実質的な赤字はR 1 2年度以降の見込み。
(R 1 1：約4 6 5百万円、 R 1 2：約1, 0 8 5百万円)
- 3 R 1 1年度以降赤字が続くが、補てん可能額があるため経営は継続可能。
- 4 人口減少や節水機器の普及により有収水量が減少し、使用料収入が減少傾向にある中、労務単価や物価高騰による維持管理費の増加に加え、老朽化した施設の更新や耐震化など多額の資金需要が見込まれていることから、中長期的に経営は厳しい見込み。





松本市上下水道局 農集排事業会計 (R6~17) 【収益的収支】



(単位:百万円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 益	73.26	75.82	78.81	76.74	76.21	74.74	73.77	75.28	72.47	74.17	74.12	73.58
(使用料)	11.39	10.18	11.86	11.71	11.57	11.43	11.31	11.17	11.04	10.90	10.78	10.65
(長期前受金戻入他)	42.91	39.84	38.99	38.94	38.93	38.93	38.92	39.98	40.53	39.88	39.84	39.63
(一般会計負担金)	18.96	25.80	27.96	26.09	25.71	24.38	23.54	24.13	20.90	23.39	23.50	23.30
費 用	69.62	75.82	78.81	76.74	76.21	74.74	73.77	75.28	72.47	74.17	74.12	73.58
差 額	3.64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2.43	1.75	△ 1.20	△ 1.08	△ 0.84	△ 0.88	△ 0.37	0.21	0.19	△ 0.66	△ 0.20	0.15
純損益	1.21	△ 1.75	1.20	1.08	0.84	0.88	0.37	△ 0.21	△ 0.19	0.66	0.20	△ 0.15

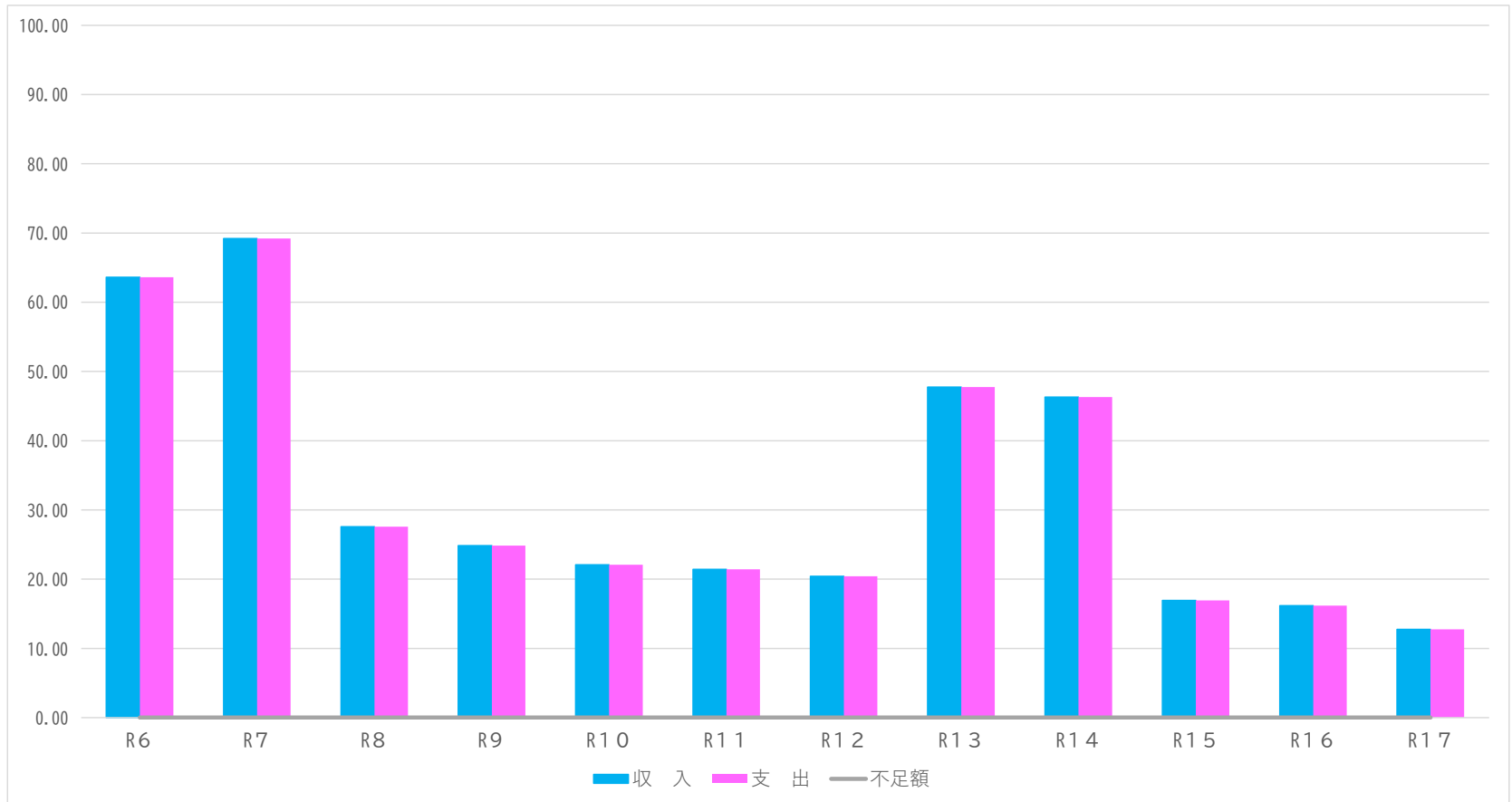
※ R6は決算見込額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額

※ R6は軽減事業を実施したため、通常よりも使用料が少ない。





松本市上下水道局 農集排事業会計 (R6～17) 【資本的収支】



(単位:百万円)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 入	63.61	69.22	27.59	24.84	22.07	21.42	20.42	47.76	46.30	16.94	16.18	12.74
支 出	63.61	69.22	27.59	24.84	22.07	21.42	20.42	47.76	46.30	16.94	16.18	12.74
不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ R6は決算見込額、R7は当初予算額、R8以降は中期財政計画見込額



【農業集落排水事業会計】

- 1 R 6 年度から地方公営企業法の適用となり、経営状況を適切に把握することが可能となった。
- 2 補てん財源がないため、収支の不足分は一般会計の負担金（繰出金）で補てんしている。
- 3 過疎地域のため使用料収入が少なく、経費回収率（汚水処理費における使用料の割合）は34.4%（R 6 決算見込み）と100%を大きく下回っている。また、使用料収入の減少率が水道事業や下水道事業に比べて大きい。
- 4 適切な維持管理を継続していくためには、引き続き経費の削減に努めることに加え、使用料収入の見直しについて検討していく必要がある。





有形固定資産減価償却率

【指 標】 有形固定資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示す。

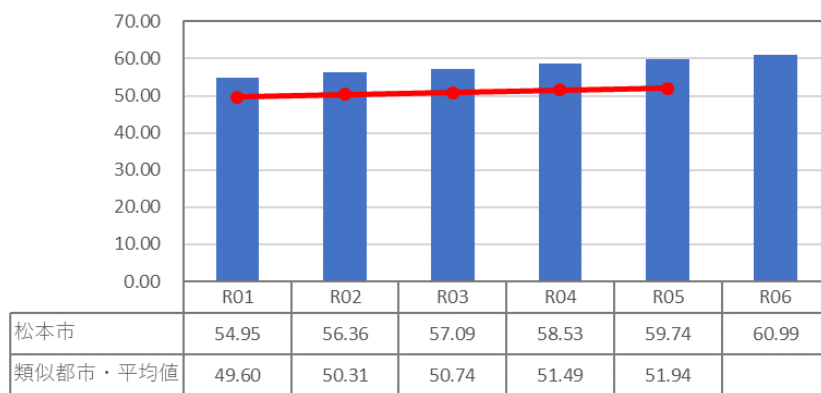
【算出式】 減価償却累計額/償却対象資産の帳簿原価×100

【見 方】 数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産を多く保有。類似団体と比較し自団体の状況を把握・分析を行い、必要に応じ経営改善の実施等を行う。

【分 析】 水道は平均値よりやや高く、下水道は高くなっている。どちらも年々増加傾向。

【水道事業会計】

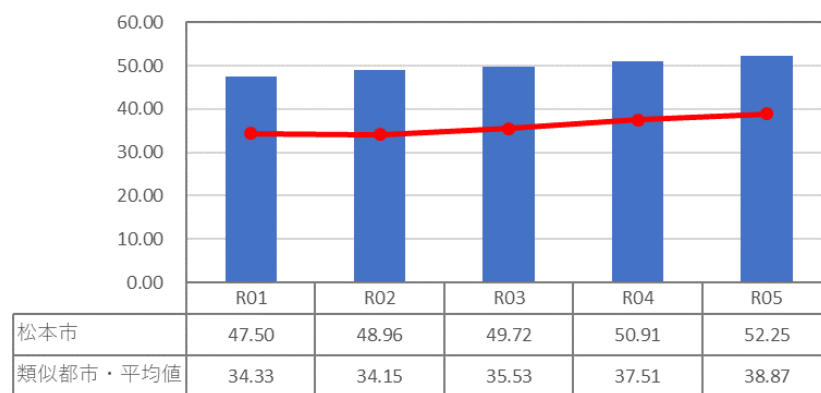
(%) 有形固定資産減価償却率 【全国平均=52.02】



■ 松本市 ■ 類似都市・平均値

【下水道事業会計（公共）】

(%) 有形固定資産減価償却率 【全国平均=41.09】



■ 松本市 ■ 類似都市・平均値





〔指標〕 法定耐用年数を超えた管路延長・管渠延長の割合を表し、老朽化割合を示す。

〔算出式〕 法定耐用年数※を経過した管路延長/管路延長×100
法定耐用年数※を経過した管渠延長/布設下水道延長×100

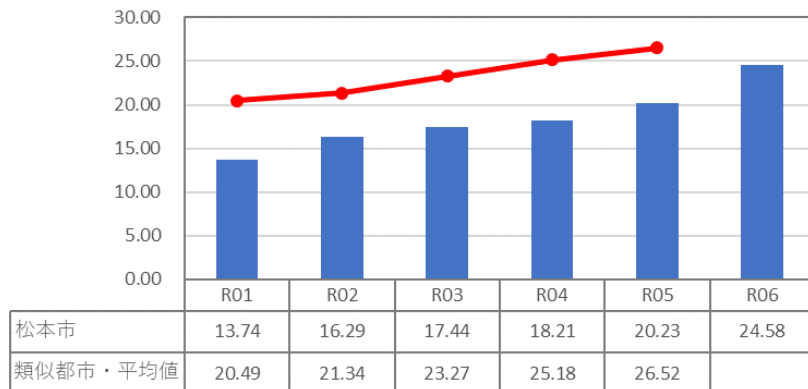
※管路（水道）は40年、管渠（下水道）は50年

〔見方〕 数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路・管渠を多く保有。類似団体と比較し自団体の状況を把握・分析する。

〔分析〕 水道、下水道ともに平均値よりも低いですが、どちらも年々増加傾向。

【水道事業会計】

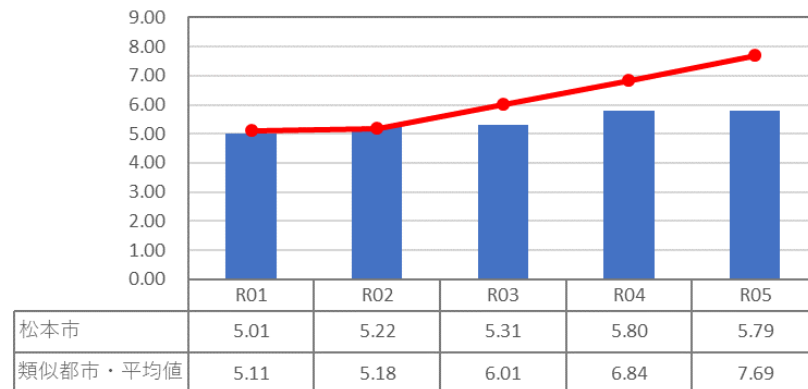
(%) 管路経年化率 【全国平均=25.37】



■ 松本市 ● 類似都市・平均値

【下水道事業会計（公共）】

(%) 管渠老朽化率 【全国平均=8.68】



■ 松本市 ● 類似都市・平均値





管路更新率・管渠改善率

【指 標】 更新した管路延長・管渠延長の割合を表し、更新ペースや状況を把握する。

【算出式】 $\frac{\text{更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
 $\frac{\text{改善管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

【見 方】 数値が1%の場合、全ての管路・管渠を更新するには100年かかるペース。必要に応じて、経営改善の実施等を行う。

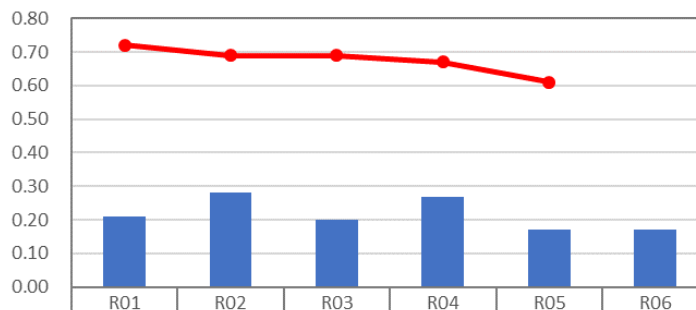
【分 析】 水道はS60からH12に布設替工事を積極的に行ったため、平均値より低く推移。下水は更新需要増加により上昇。

【水道事業会計】

【下水道事業会計（公共）】

(%) 管路更新率

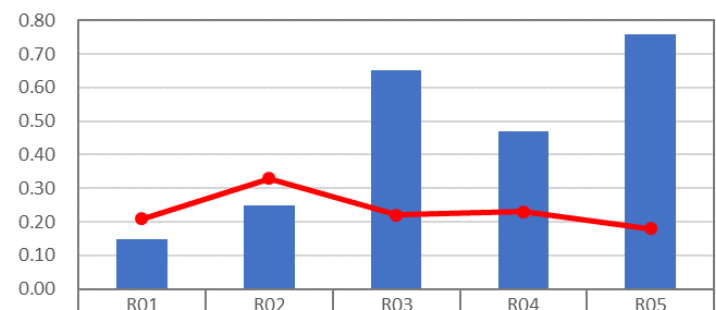
【全国平均=0.62】



■ 松本市 ● 類似都市・平均値

(%) 管渠改善率

【全国平均=0.22】



■ 松本市 ● 類似都市・平均値





経営戦略の策定について

- ・ 水道事業
- ・ 下水道事業
- ・ 農業集落排水事業





経営戦略とは

保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められている公営企業が、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請
(平成26年8月29日総務省通知)



「松本市水道事業経営戦略」・「松本市下水道事業経営戦略」 「松本市農業集落排水事業経営戦略」

- [策 定] 平成28年3月
- [計 画 期 間] 平成29年度から令和8年度（10年間）
※ 令和4年度に中間見直し（改定）を実施
※ 農業集落排水事業は令和4年度に計画期間を令和13年度までに変更
- [内 容] 現状と課題、経営の基本方針、投資・財政計画、経営戦略の事後検証





1 計画期間

令和9年度から令和18年度（10年間）

※ 農業集落排水事業については、令和6年度から地方公営企業法の適用となったことから、水道事業・下水道事業に合わせて改定する。

2 策定スケジュール

令和7年5月	経営戦略策定業務委託（～令和8年3月）
令和8年4月	令和7年度決算及び中期財政計画を踏まえ
～8月	て素案を作成
9月～	松本市上下水道事業経営審議会で協議
10月	パブリックコメントを実施
令和9年2月	松本市議会へ報告
3月	公表



松本市上下水道事業 経営審議会追加資料
7. 8. 26
上下水道局

水道料金の改定について

1 経過

- S 57. 4. 1 料金改定（55.00%） 松塩水道用水受水開始
59. 4. 1 料金改定（28.87%）
61. 4. 1 料金改定（13.97%）
63. 8. 1 料金改定（4.56%）
H 7. 4. 1 料金改定（△3.14%）
19. 8. 1 四賀地区及び梓川地区の料金を松本地区に統一し、全体を改定（△5.56%）
24. 10. 1 波田地区の料金を松本地区に統一
27. 4. 1 安曇地区及び奈川地区の料金を松本地区に統一
R 6. 5. 21 建設環境委員協議会で適正な水道料金の在り方の検討を始めることについて報告
6. 3 松本市の適正な水道料金の在り方について、松本市上下水道事業経営審議会に諮問（以降、全5回開催）
7. 2. 25 審議会から答申

答申内容

- 1 料金体系
現行どおり、基本（準備）料金と従量（水量）料金から構成される「二部料金制」。基本料金は口径別料金体系（基本水量無し）、従量料金は均一料金制（小口径は区画別逓増料金制）
- 2 料金算定期間
令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間
- 3 料金平均改定率
20.11%引き上げることが妥当
- 4 改定時期
令和8（2026）年4月1日とすることが妥当

3. 7 建設環境委員協議会で審議会から答申を受けたことについて報告
6. 26 市議会6月定例会にて、松本市水道事業給水条例改正

※ 消費税改定に伴う改定を除く。

2 改正内容

- (1) 改定率 20.11パーセント引上げ
- (2) 改定日（施行日） 令和8年4月1日（令和8年6月検針分から）
- (3) 改定前後の料金表

準備料金				水量料金（据置き）					
	改定前	改定後	増加額						
口径	1 か月につき			種別・用途別			水量区分	1 m³につき	
13 mm	858 円	1,320 円	462 円	専用給水装置	一般用	口径 25 mm 以下	10 m³以下の部分	71.5 円	
20 mm	2,090 円	3,212 円	1,122 円				10 m³を超え 20 m³以下の部分	115.5 円	
25 mm	3,850 円	5,918 円	2,068 円				20 m³を超える部分	176 円	
30 mm	8,250 円	12,683 円	4,433 円						
40 mm	14,300 円	21,967 円	7,667 円		口径 30 mm 以上			176 円	
50 mm	22,000 円	33,781 円	11,781 円						
75 mm	52,800 円	81,081 円	28,281 円		浴場営業用			55 円	
100 mm	90,200 円	138,512 円	48,312 円		臨時給水			440 円	
150 mm	198,000 円	304,040 円	106,040 円		共用給水装置				71.5 円

3 改定後の料金

※ 令和5年度松本市家事用一般口径13ミリ1か月当たりの平均使用水量（14.4 m³）の場合）

- (1) 改定前 2,030 円 【県内：高い方から15番目】
- (2) 改定後 2,490 円（460 円増） 【県内：高い方から6番目】

4 周知方法

- (1) 料金改定に係るお知らせの投函
- (2) 広報紙での広報（1月号）
- (3) 市ホームページ、市公式SNSでの広報